

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第13回本部会議 記録

日 時／令和2年5月22日（金）

16:00～16:20

場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

【副本部長（中野副知事）】

それではただいまから、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第13回本部会議を開催いたします。

まず、状況報告を保健福祉部長からお願いいたします。

【三瓶保健福祉部長】

状況報告をさせていただきます。資料1をご覧ください。

まずはじめに、1の（1）「道内の発生状況及び検査の状況」につきまして、3ページ以降が前回の本部会議以降の新たな事例になります。

道内においては、5月14日以降、昨日時点までに新たに35例の新型コロナウイルス感染症が確認され、これまでの累計で1,024例が発生している状況となっております。

また、「検査及び患者の状況」については、9ページの欄外になりますが、札幌市等の検査分を含め、昨日時点で11,648名の検査を実施しております。

陽性累計は1,024名、このうち陰性確認済みの方は687名、お亡くなりになられた方が78名で、現在の患者数は259名となっております。

同じく「宿泊療養施設入所者数」についてですが、昨日16時30分現在で、東横イン札幌すすきの南、リッチモンドホテル札幌駅前、アパホテル&リゾート札幌を合わせまして、総入所者数は17名となっております。

続きまして、資料の1ページに戻っていただきまして、1の（2）「国内の発生状況」をご覧ください。下線を引いている部分が更新した箇所でございます。

5月21日0時までに確認されている感染者は16,424例で、入院治療等を要する方が2,917名、お亡くなりになられた方が777名となっております。

続いて同じく1ページの2「国などの対応」については、主なものをご説明しますと、3ページの（57）ですが、昨日政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、この中で、特措法第32条第3項に基づき緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、関西3府県の緊急事態宣言が解除されるとともに、国の基本的対処方針が変更され、北海道、埼玉、千葉、東京および神奈川の5都道府県については、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることなどから、引き続き「特定警戒都道府県」として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取り組みを進めていく必要があるとされました。これにより、道の対処方針についても見直しており、資料2に国と道との対照表を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

次に、同じく3ページの3「道の対応」については、6ページの（49）から（53）ですが、5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を

発表し、また、5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設しております。同じく5月14日には、「持続化給付金サポート窓口」を開設するとともに、5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除しました。さらに同日5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表してございます。

次に、資料3-1をご覧ください。緊急事態措置の見直しについて、ご説明いたします。また、5月25日以降の休業要請対象施設一覧を資料3-2として添付しておりますので、併せてご参照いただければと思います。

前回、5月15日に、本道の広域性や、地域ごとの感染状況の違いが大きいことを踏まえ、一定の基準を満たした石狩振興局以外の地域について、休業要請の一部である「法によらない休業要請」を解除したところですが、5月中旬にお示しした、道の基本的な考え方における「5月末までに目指す姿」の3つの指標を全て達成したことなどを踏まえ、休業要請のさらなる解除について検討したところです。

1ページ目をご覧ください。1000平方メートル以下の各種商業施設、大学、学習塾、博物館等、特措法によらない施設の使用停止などの協力依頼については、今回、石狩管内も含め、全て解除することとします。

次に、3ページですが、これまで実施してきた休業要請について、適切な感染防止対策の実施と取り組み内容の可視化など、「新北海道スタイル」の実践を前提に、来週の月曜日、25日以降、一部解除を進めることとしており、5ページになりますが、石狩管内においては、先ほど申し上げました1000平方メートル以下の各種商業施設とともに、1000平方メートルを超える博物館、美術館、図書館について解除することといたしました。

次に6ページですが、石狩管内以外の地域においては、キャバレーなどの接待を伴う飲食店やカラオケボックス、ライブハウス、スポーツクラブなど、全国でクラスターが発生した施設など、引き続き、休業要請の対象とする一方、ネットカフェ、漫画喫茶、パチンコ屋など遊興施設、1000平方メートルを超える各種商業施設や大学・学習塾などについては、今回、解除することといたしました。

最後に、7ページの食事提供施設について、酒類を提供する飲食店における19時以降の酒類の提供を、今回、石狩管内も含め、全道で解除することといたしました。

引き続き、各部、振興局、道民の皆さまや事業者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

私からの説明は以上です。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、各部からの報告をお願いいたします。まず経済部長からお願いいたします。

【山岡経済部長】

休業要請の緩和に関連いたしまして、「新北海道スタイル」についてあらためてご説明させていただきます。

今後、コロナ感染症を防止しながら経済活動を進めるためには、利用者の皆さまのビジ

ネススタイル、道民の皆さまのライフスタイルをそれぞれ変えていただくことが大変重要であるため、道民並びに皆さまに、この実践について、重ねてお願いをするものです。

資料4-1の2枚ものですが、まずは道内の事業者の皆さまに対し、「北海道スタイル安心宣言」へのご協力をお願いしたいと考えています。この安心宣言は、感染症の拡大防止のために取り組んでいただきたい事項として、先般、国が公表した各種各業種別のガイドラインから共通する事項を抽出し、この内容を専門家にもご確認いただいた上で、スタッフのマスク着用、こまめな手洗いなど七つのポイントとして整理したものです。事業者の皆さまには、その七つのポイントに沿った取り組みの実践をぜひお願いしたいと考えております。

次に、資料の4-2ですが、事業者の皆さまが取り組みを実践いただくに当たって、国が公表した業種別ガイドラインや、国や道が公表した観光や飲食などさまざまな業種の取り組み事例集なども参考に、新たな工夫をお願いしたいと考えております。また、お店の取り組みとしては、お客さまにもしっかりお伝えできるよう、チラシやホームページ、入り口や店内などに「北海道スタイル安心宣言」として掲示することで、取り組みの可視化を図っていただくようお願いしているところです。さらに道民の皆さまには、自らの健康を守るために、お店の感染防止対策をしっかりと確認をいただき、お店選びの参考としていただくようお願いしております。

感染防止対策が道民の皆さまのお店選びの新しい基準となつて、それが事業者の皆さまの取り組みの工夫につながるという好循環を期待してございます。道民と事業者が互いに連携し、感染防止の取り組みに努め、新しい生活様式の実践に取り組むことで、コロナに強い社会をつくっていく「北海道スタイル」の考え方を幅広く道民運動として取り組みの輪を広げていきたいです。

なお、資料はございませんが、今回の休業要請の緩和に関してですが、休業要請に関する第2弾の支援金については、遅くとも5月19日以降、休業要請にご協力をいただいております事業者の皆さまには、日曜日、24日まで休業にご協力いただければ、支援金はお支払いすることとしているところです。引き続き休業要請の対象となる施設におかれては、継続して休業いただきますようご協力をお願いいたします。

以上です。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、総務部長からお願いいたします。

【平野総務部長】

総務部から2点報告いたします。資料5をご覧ください。1点目は、道庁における「北海道スタイル安心宣言」についてでございます。先ほど経済部長から「北海道スタイル」について説明がありましたが、道民の方々の取り組みを促進するためにも、道が率先して取り組むため、道庁における「北海道スタイル安心宣言」として取りまとめたものでございます。内容につきましては、ご覧のとおり、職員の健康管理や接触機会を減らす時差出勤や在宅勤務などの取り組みとなっております。引き続き、こうした取り組みの徹底をお願いいたします。

また、2ページ目でございますが、すでに本庁舎や振興局のロビーなどに提示しておりますが、宣言と同様、道職員の感染防止や進め方の取り組み内容について、ピクトグラムで取りまとめたものでございます。各部、振興局におかれましては、この2枚の資料について、室内を含め提示等を行い、感染防止や新しい仕事のスタイルなどの周知啓発に取り組むよう、よろしくお願いをいたします。

また、3ページ目でございますけれども、ダンボールなどを活用した仕切りを設けて、執務室内での飛沫感染を防止する取り組みの例でございます。ダンボールを活用した取り組み事例につきましては、費用もかからず、時間も短時間で簡易に設置でき、感染防止の効果も期待できる取り組みであります。すでに各部、各振興局にもお願いしておりますが、執務室内における感染防止についても積極的に取り組まれるよう、あらためてお願いいたします。

次に4ページをご覧ください。道立施設の再開に向けた感染防止対策についてでございます。これまで、チェックリスト形式により感染防止対策を進めていただいておりますが、このたび再開に向けた指針としても取りまとめたものでございまして、この指針とチェックリストを活用して、各施設の再開に向けた準備をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、教育長からお願いいたします。

【小玉教育長】

まず、学校再開に向けた動きでございますが、今週から石狩管内を除くほとんどの市町村、約170市町村で分散登校を始めており、来週からはそのサイクルを上げ、学校再開に近い状況に移行していくものと考えております。

また、全面再開後に向けましては、7時間授業の実施や土曜日の活用など、柔軟な学習編成等を今週お示したところであり、引き続き児童生徒の学びの機会が円滑に確保されるよう、指導助言に努めてまいります。

リモート学習についてでございますが、臨時休業が長期化しておりましたことから、先週、ICTを活用したリモート学習支援応急対応マニュアルを配布し、並行いたしまして、市町村教育委員会および学校を対象に、オンライン事業の研修会を道立教育研究所の主催で実施したところでございます。当初は2回の開催予定でございましたが、関心の高まりから受講希望者が急増したため、開催回数を5回に増やして対応しております。

また、先ほど経済部長、総務部長からご説明のあった「新北海道スタイル」に関連して、道教委ではテレワーク、リモート学習に加えまして、テレビミーティングを実施することとしております。従来、14教育局に179の市町村の教育長を集め、テレビ会議を開催してきましたが、来週26日にはさらに一歩進んで、既存のテレビ会議システムの映像をZoom（ズーム）というウェブ会議アプリで、各管内の市町村への中継を試みています。これは根室振興局の若手チームが先月実験し、その提案を受け、教育庁の若手プロジェクトチームが全道を対象にトライしたものであり、今後、教育局および振興局と管内市町村間での新しいコミュニケーションスタイルが広がっていくことを期待しております。

さらに、つい先ほどですが、本日付けで文科省から学校衛生管理マニュアルが発出され、健康観察や正しい手洗い、消毒方法、クラス内の座席配置など、学校活動のさまざまなシーンに合わせた行動様式が示されたところであり、道教委としてはこれらについて、学校はもとよりでございますが、ご家庭にも分かりやすく情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

その他、ご発言などありますでしょうか。それでは、今後の対応などにつきまして、本部長からお願いします。

【本部長（知事）】

先ほど保健福祉部長から報告があったように、緊急事態措置を改訂いたしまして、25日月曜日以降の休業要請対象施設の一部解除を行います。現在、感染状況は大きく改善し、ピーク時より緩和してきております。先日、「5月末までに目指す姿」といたしまして、「1日の新規患者数10人以下」、「1日の感染経路不明な新規患者数3人以下」、「入院者数250人以下」という3つの指標をお示しましたが、その全てを達成いたしました。さらに、最も厳しい状況が続き、医療機能が集積している石狩振興局管内についても、新規患者数、感染経路が不明な感染者数が基準に達し、入院者数の目安も達成したことを踏まえ、今回の措置を実施するものであります。

これまでの道民の皆さま、事業者の皆さま、そして医療従事者の方々のご理解とご努力にあらためて敬意を表しますとともに、連日、感染症対策に取り組んでいる職員の皆さんに心から感謝を申し上げます。

一方で、現在の新規感染者の状況でございますけれども、ゴールデンウィーク中における皆さんの努力の結果が表れているものであるというところでございますが、感染拡大を完全に抑え込むことに成功したわけではありません。また、足下では、昨日と本日で11件の新規患者が発生いたしました。そのうち5件については、濃厚接触者以外のものとなっております。見えない感染の広がり念頭に置かなければならないということでもあります。さらには、ゴールデンウィーク後の社会経済活動の活発化、こちらを踏まえる必要があるということなど、今後、新規感染者が増加することも想定していかなければなりません。

こうした事態を想定しながら、早期に発見することにより感染を抑え込み、流行の波が再びやってくることに備えていくことが必要であります。感染拡大を防止するためには、休業要請などの強い措置を継続していくことが効果的ではありますが、社会経済活動への悪影響があり、長期間続けいくことには限界があります。

このため、これからは、事業者の皆さまと道民の皆さまの双方が従来の行動スタイルを変え、感染リスクをできるだけ抑えながら、社会経済活動を行っていくことが必要であります。

道では、この考え方を「新北海道スタイル」として取り組むこととしており、今回の休業要請の一部解除に当たっても、「新北海道スタイル」を実践し、準備ができた事業者の方々から、慎重に営業を再開すること、このことをお願いすることにしております。利用

者の皆さまには、事業者にご協力をいただき、施設の感染防止対策をご確認いただくなど、慎重な行動をお願いいたします。また、解除対象とならなかった施設の皆さまにも、来たるべき解除に向け、「北海道スタイル」の実践準備に取り組んでいただくことをお願いしたいと考えております。

各部や振興局におかれては、さまざまな機会を捉えまして、道民の皆さま、事業者の方々との考え方についての認識の共有を図り、北海道の新しい生活スタイルとして定着させていただきよう、お願いいたします。道庁が先頭に立って取り組みを進めていく必要がございます。

昨日の会見におきまして、安倍総理は、現在の状況が継続されれば、5月25日にも緊急事態宣言の解除も可能となるとの発言もありました。第2波を乗り越えていくためには、あと一歩というところまで来ております。道民の皆さま、事業者の方々に寄り添ったサポートをしっかりと行うなど、引き続き万全の体制で進めていただくよう、お願いいたします。

以上です。

【副本部長（中野副知事）】

それでは以上をもちまして、第13回本部会議を終了いたします。